

## 南越前町脱炭素ロードマップ策定業務 プロポーザル実施要領

### 1 業務の目的

本業務は、2050年のカーボンニュートラルの実現を見据え、再生可能エネルギーのポテンシャルや将来のエネルギー消費量などを踏まえた導入目標や、本町の地域課題の解決・地方創生に寄与する温室効果ガス削減対策を盛り込み、地方公共団体実行計画（区域施策編）として位置付けできる「南越前町脱炭素ロードマップ」を策定することを目的とする。

### 2 業務の概要

- (1)業務名 南越前町脱炭素ロードマップ策定業務
- (2)業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3)履行期間 契約締結日から令和8年1月9日（金）まで
- (4)委託上限額 10,670,000円(消費税及び地方消費税を含む)

### 3 プロポーザルの方式

本業務は公募型プロポーザルにより契約候補者を決定するものとする。

### 4 プロポーザル選定委員会の設置

契約候補者の選定は、南越前町脱炭素ロードマップ策定業務プロポーザル選定委員会設置要領に定める審査会が行うものとする。

### 5 参加要件

プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1)南越前町指名競争入札参加資格者であること。
- (2)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定するものでないこと。
- (3)南越前町登録業者指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者および指名停止の措置要件に該当しない者であること。
- (4)民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していない者であること。
- (6)国税または地方税を滞納していない者であること。（公告日から3ヶ月以内）

## 6 質問の受付及び回答

(1)提出期限 令和7年7月4日(金) 17時まで(必着)

(2)提出方法

別添の質問書(様式第8号)を電子メールにより建設整備課宛に送信してください。メールの件名は「南越前町脱炭素ロードマップ策定業務に係るプロポーザルの質問(事業者名)」でお願いします。

注)電子メール以外の方法で提出された質問に対しては、回答をいたしかねます。

(3)提出先 南越前町建設整備課

(4)回答日 令和7年7月9日(水)

(5)回答方法 町ホームページに掲載し、回答内容を公表します。

## 7 参加表明書の作成要領

(1)参加表明に必要な書類と提出部数

ア 参加表明書(様式第1号)	1部
イ 会社概要(様式第2号)	7部
ウ 業務実績調書(様式第3号)	7部
エ 業務の実施体制(様式第4号)	7部
オ 配置予定技術者調書(様式第5号の1及び様式第5号の2)	7部
カ 納税証明書	1部

(2)参加表明書の提出

ア 提出期限 令和7年7月11日(金) 17時まで(必着)

イ 提出先 南越前町建設整備課

ウ 提出方法 持参または郵送

注)郵送で提出する場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法としてください。

## 8 企画提案書等の作成要領

(1)企画提案に必要な書類と提出部数

ア 企画提案書等提出届(様式第6号)	1部
イ 企画提案書	7部
ウ 再委託調書(様式第7号)※再委託する場合のみ	7部
エ 工程表(任意様式)	7部
オ 参考見積書(任意様式)	7部(原本1部、写し6部)

(2)企画提案書の提出

ア 提出期限 令和7年7月25日(金) 12時まで(必着)

イ 提出先 南越前町建設整備課

ウ 提出方法 持参または郵送

注)郵送で提出する場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法としてください。

## 9 プレゼンテーションの実施

### (1) 参加人数

1 者当たりの参加人数は 4 人までとし、提案書にて届け出た責任者は必ず参加してください。

### (2) プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションは企画提案書の内容に基づいて行ってください。

### (3) プレゼンテーションに要する時間

おおむね 30 分程度（提案内容説明を約 20 分、ヒアリングを約 10 分）とする。ただし、参加者数に応じて、プレゼンテーションの時間配分を調整することがあります。

### (4) プレゼンテーションに要する機材

参加者にて全て準備すること。プロジェクター及びスクリーンは本町で準備できるので、使用を希望する場合は申し出てください。

## 10 審査方法

プロポーザルの審査は、次のとおりとします。

### (1) 第 1 次審査

参加表明をした者の参加資格について提出書類を審査し第 1 次審査通過者を選定します。

なお、5 者を超える第 1 次審査通過者があり、全提案者のヒアリング等の実施が困難であると判断される場合は、審査基準に基づいて評価し、上位 5 者を選定します。

ア 実施日 令和 7 年 7 月 1 4 日（月）

イ 5 者を超える第 1 次審査通過者があり、全提案者のヒアリング等の実施が困難であると判断される場合は、表①の基準に基づき、提出書類の内容を評価します。下位が同点により複数あった場合は、業務実績調書（様式第 3 号）の内容を重視します。

なお、評価について、内容の確認が必要な場合は、提案者に個別に質問する場合があります。

ウ 第 1 次審査は事務局（建設整備課）が実施します。

表① 第 1 次審査の評価項目及び配点

評価項目	評価基準	配点
実施体制・ 業務実績	① 実施体制 脱炭素に関連する有効な資格や業務に必要な知識・ 知見を十分に有しているか。 環境行政に精通した担当者を配置しているか等 ② 業務実績 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、環境省 補助事業等を活用した再生可能エネルギー導入計画 の実績が十分にあるか。	20 点 (うち①10 点、②10 点)

### (2) 第 2 次審査

第 1 次審査により選考された者から企画提案書についてのプレゼンテーション等を実施し、

(3) のアからウまでに示す審査基準に基づいて評価し、最も優れている提案を特定します。

ア 実施日 令和7年8月上旬予定（詳細については別途通知します。）

イ 実施場所 南越前町役場別館 第1会議室（予定）

### (3) 審査基準及び配点

プロポーザルは、次の審査基準により審査します。

ア 業務実績・業務体制・管理責任者・担当者 20点（第1、2次審査時）

イ 企画提案の内容 55点（第2次審査時）

ウ プレゼンテーション及び意欲 20点（第2次審査時）

エ 見積り金額 5点（第2次審査時）

## 1.1 審査結果の通知

### (1) 第1次審査

審査結果及びプレゼンテーションを実施する旨を、書面で通知します。

### (2) 第2次審査

審査結果を書面により通知します。

## 1.2 契約の締結

契約候補者特定後、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。この場合において、契約候補者として特定された者から見積書を徴収します。

### (1) 仕様等の確定について

所管課は、契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではなく、協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができるものとする。

### (2) 契約金額について

契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

### (3) 契約書について

契約書は、南越前町建設整備課が作成します。

## 1.3 企画提案書の無効（失格事項）

次のいずれかに該当するときは、その提案者を失格とします。

### (1) 提案者が次のいずれかに該当するとき。

ア プレゼンテーションに出席しなかったとき。

イ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。

ウ 審査結果通知日までに、提案者が参加資格要件を満たさなくなったとき。

エ 2案以上の企画提案をしたとき。

オ 著しく信義に反する行為があったとき。

カ 契約を履行することが困難と認められるとき。

### (2) 提案書が次のいずれかに該当するとき。

- ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。
- イ 定められた作成形式または記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。
- ウ 契約上限金額を公表している場合において、参考見積りの金額が契約上限金額を超過したとき。
- エ 企画提案書の記載内容が、法令違反など、著しく不適当な場合

#### 1 4 その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返却しません。
- (4) 提出書類は、契約候補者特定以外には提出者に無断で使用しません。
- (5) 書類の作成及び提出並びにその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (6) 参加表明書に記載した配置予定の管理技術者および担当技術者は、原則として変更できないものとします。やむを得ない理由により変更する必要がある場合には、町と協議の上、変更の可否を決定するものとします。
- (7) 提出書類について、南越前町情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示します(契約候補者特定前において、当該特定に影響を及ぼすおそれがある情報については、特定後の開示とします。) ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報などは、同条例の規定により不開示としますので、これらの情報に該当すると考える部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出てください。

#### 1 5 日程

内 容	日 程
公募の開始	令和7年6月27日(金)
質問受付締切り	令和7年7月4日(金) 17時まで
質問回答	令和7年7月9日(水)
参加表明書受付期限	令和7年7月11日(金) 17時まで
第1次審査	令和7年7月14日(月)
企画提案書受付期限	令和7年7月25日(金) 12時まで
第2次審査(プレゼンテーション)	令和7年8月上旬
審査結果通知、契約締結	令和7年8月中旬

#### 1 6 担当(提出先・問合せ先)

〒919-0292 南越前町東大道 29-1  
 南越前町建設整備課  
 担当者 山本

電 話 0778-47-8003

F A X 0778-47-3166

電子メール kensetsu@town.minamiechizen.lg.jp

#### 17 施行期間

本要領は、令和7年6月27日から施行し、審査会が契約候補者の選定を終了したことをもって廃止する。

以 上